

## 令和3年度第2回富山市入札監視委員会 審議概要

日 時	令和4年2月8日（火）午後2時から
場 所	富山市役所議会棟8階 第4委員会室
委 員 (委員数5名) 出席5名	委員長 古 田 俊 吉 (富山大学名誉教授) 委 員 大 石 貴 之 (弁護士) 委 員 金 山 睦 美 (税理士) 委 員 佐 藤 綾 子 (富山国際大学教授) 委 員 前 澤 保 (元富山市財務部長)
次 第	1 開会 2 富山市の入札・契約手続及び運用状況 ・富山市の建設工事等の入札・契約制度 ・入札・契約事務の改善 ・指名停止等の運用状況 ・入札・契約方式別の発注工事及び落札率 3 令和3年度上半期分の審議対象工事の抽出 4 抽出工事の審議 5 審議結果のまとめ 6 閉会
対 象 期 間	令和3年4月1日から令和3年9月30日まで
抽 出 工 事 (落札率)	10件 (対象工事件数378件) (1) 一般競争入札 (5件) ① 公営住宅月岡団地第6期街区解体工事 (84.92%) ② 堀川中学校外壁防水改修 (その4) 工事 (91.12%) ③ 富山駅北口駅前広場整備 (その5) 工事 (99.92%) ④ 公園施設長寿命化対策 (その9) 工事 (97.78%) ⑤ (余フ) 赤江幹線配水管廃止 (その2) 工事 (99.61%) (2) 指名競争入札 (4件) ① 富山駅北口駅前広場案内サイン整備 (その1) 工事 (92%) ② 山室二区公園造成工事 (99.25%) ③ 市道区画街路第1426号線揚水施設更新工事 (89.57%) ④ 富山公共下水道萩原処理分区西荒屋地区下水管布設工事 (88.41%) (3) 特命随意契約 (1件) ① 富山公共下水道富山地区汚水中継ポンプ所遠方監視設備機能拡充 (その1) 工事 (99.33%)
審 議 の 概 要	別紙のとおり
委 員 会 の 意 見	審査対象期間の建設工事に係る入札・契約事務については、概ね適正に行われていたと判断する。

別 紙

No.	意 見 ・ 質 問	回 答
1	<p>一般競争入札の落札率について、契約額が1億円以上の工事21件の内4件を除いて99%以上となっております。この数値は、国や県と比べると非常に高いようですが、この要因は何ですか。例えば、設計積算システムの進歩等が影響しているのでしょうか。</p> <p>また、契約額が高額な工事には、1者応札が非常に多いようですが、その理由を教えてください。</p>	<p>金額に関わらず入札をする案件は、事前には予定価格を公表しているため、一般的には落札率が高くなる傾向があります。また、ご指摘のとおり設計積算ソフトの進歩により、数多くの入札に参加している業者であれば、おおよその価格が分かるのではないかと考えられます。なお、国や県との違いは、本市は予定価格の事前公表をしておりますが、国や県は事前公表をしていないということではないかと考えております。</p> <p>次に、1者応札が多いというご指摘について、昨年2月に開催した当委員会でもご指摘がありました。1者応札の推移については、今後分析をし、その結果を示していきたいと考えております。</p>
2	<p>「公営住宅月岡団地第6期街区解体工事」の入札経過調書の備考欄に、「低入札価格調査適合」と記載されていますが、具体的にはどのような調査を行ったのですか。</p> <p>また、他者と比べて低価格で落札した業者については、特殊な技術などを有していたのでしょうか。</p>	<p>低入札価格調査では、低入札で応札した業者から提出される低入札価格調査書及び設計書に基づき、契約担当課及び設計担当課が(安価で施工できる理由や資機材の調達、労務単価の供給見通し等について)ヒアリングを行っております。</p> <p>また、当該工事の落札者が低入札となった理由は3点あり、まずは、落札者の事務所が現場から非常に近く、機材搬入等の経費を安くできるということ。次に、解体工事に使用する重機を自社で所有しているため、借上げの経費がかからないということ。最後に、現在、落札者の手持ち工事が少なく、仕事を確保したいという思いがあるということ。こうした理由から、この価格で入札をされたと伺っております。</p>
3	<p>富山市は予定価格の公表をしていますが、国は公表していません。予定価格を公表することで、その価格以下での入札をしなければならず、競争が働きすぎて、非常に不利な立場になる</p>	<p>予定価格の公表については、業者も納得しており、予定価格の範囲内で、かつ、業者の受注できる価格で入札をしているのではないかと考えています。</p>

No.	意見・質問	回答
3	業者もいると思われますが、どう考えていますか。	
4	「堀川中学校外壁防水改修（その4）工事」の落札率が低い理由を教えてください。	受注者は、長年取引をしている資材業者から低価格で資材を調達することができるため、安い金額で入札することができ、落札率も低くなったものであります。
5	議決証明が添付されている契約について、この案件は議会の議決が必要な契約なのですか。それはどういった基準なのでしょう。 また、建設工事請負仮契約書と記載がありますが、仮契約とはどういうものなのかを教えてください。	（「富山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条に基づき、） 予定価格が1億5,000万円以上の工事契約の締結には、議会の議決が必要です。 また、契約締結までの流れは、まず入札を行い、落札した業者と仮契約（建設工事請負仮契約書）を結び、その後、議会の議決を以って正式な契約となります。
6	「富山駅北口駅前広場整備（その5）工事」について、入札業者が1者だけですが、発注者としてどう考えていますか。	他の業者への聞き取りは行っておりませんが、当該工事の工期やJVの構成員となる業者との調整が難しい等の判断から、入札参加者が1者のみとなったのではないかと考えております。
7	「富山駅北口駅前広場整備（その5）工事」はJVの案件であり、入札公告の公表日が4月26日、入札書の提出締切日が5月14日となっていますが、公表から締め切りまでの見積期間に、JVか否かで違いはありますか。	見積期間について、JV等の入札参加形態ごとの違いはなく、（建築業法施行令第6条に基づき、） 予定価格に応じて見積期間を設定しております。例えば、予定価格が5,000万円以上の場合は、15日間以上とし、事情がある場合は10日間まで短縮することができるとしております。
8	工事の発注見通しについて、半期ごとに公表していると説明がありましたが、全ての工事について公表していますか。	発注見通しは、予定価格が130万円超の工事が対象であり、国の補助等不確定な要素があるものを除き全て公表しております。なお、公表時期は、令和3年までは、半年に一度（4月と10月）公表していましたが、透明性を高めるため、令和4年1月から四半期ごとに公表するよう改めました。
9	「富山駅北口駅前広場案内サイン整備（その1）工事」の入札について、6者が辞退していますが、その理由に	辞退について、技術者を配置できないという理由が多く（3者）、予定価格内で施工できないという理由で辞退した業者も

No.	意見・質問	回答
9	ついて教えてください。	いました。
10	「富山駅北口駅前広場整備（その5）工事」の入札経過調書に記載がある「同価のため、電子くじで決定」について、同価格となった2者が100円単位まで同じというのは、通常ではなかなかないと思いますが、このように至った理由を教えてください。	同価格となった2者の入札額は、予定価格の92%であり、低入札の基準である調査基準価格の最上限になりうる額であります。なお、低入札で落札した場合、受注者は、技術者を専任で配置しなければならないため、同価格となった2者は、低入札を避けたいという思いから、この価格での応札に至ったのではないかと考えます。
11	「市道区画街路第1426号線揚水施設更新工事」の業種の機械器具設置について、格付けがありませんが、この業種は格付けに関係がないということでしょうか。	本市では、発注頻度が高い6業種（土木、建築、舗装、造園、電気、管）にのみ格付けをしているため、機械器具設置に格付けはありません。
12	「（余フ）赤江幹線配水管廃止（その2）工事」について、業者の受注機会を増やす目的で2つの工事に分割したと思いますが、結果的に2者のみの入札で、内1者が無効であったことについてどう考えていますか。	分割して発注した理由は、多くの業者に参加していただきたいという理由と、施工場所が非常に交通量の多い県道である等条件が悪い場所であるという理由からであります。 また、応札者が少数であったことについて、当該工事は余裕期間制度のフレックス方式を採用しましたが、施工場所や実工期を考慮すると、受注できる業者が少なかったのではないかと考えます。
13	「富山公共下水道富山地区汚水中継ポンプ所遠方監視設備機能拡充（その1）工事」の特命理由書に「遠方監視制御設備の納入業者であり、試験調整を行うことの可能な唯一の者である」と記載がありますが、同じ内容の工事を施工できる業者は、今回の随意契約の相手となった業者のみで、この業者が他の自治体等の工事も施工しているのですか。	当該工事の受注者が、他の自治体等の工事も施工しているわけではなく、同様のシステムを構築している他の業者はいます。当該工事は、富山地域全域において施工していますが、令和5年度からは、同じ工事内容で八尾地域等の施工を進めていく予定としており、八尾地域は、当該工事の受注者ではなく、別業者のシステムで運用しているため、その業者との特命随意契約を結ぶ予定としております。
14	「可能な唯一の者」の主な理由は、納入業者であるということによいのですか。	富山地域全域において受注者のシステムで運用していることから、受注者が「可能な唯一の者」であると考えております。